

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月15日～令和9年2月14日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中や産休・育児復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和4年2月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和4年8月～ 相談員の研修
- 令和5年1月～ 相談窓口の設置について社員への周知